

全国で 342 基の「スーパー防犯灯」が稼動

警察庁は 24 日、「スーパー防犯灯」の設置・運用状況について発表した。スーパー防犯灯は、刑法犯が年々増加する中、国民に身近な路上や公園などの街頭における犯罪が急激な増加傾向にあるなど深刻な状況にあることから、「経済新生対策」(平成 11 年 11 月経済対策閣僚会議決定)において定められた「歩いて暮らせる街づくり」構想の全国 20 モデル地区から、子供に対する声掛け事案、その他地域住民などの体感治安に影響を強く及ぼす路上における事件などの発生状況、地区内の道路、公園の利用状況と周辺環境、地域の受け入れ度合いなどを勘案して 10 地区を選定し、平成 13 年年度予算でそれぞれの地区の道路 1 路線に 18 基、公園 1 箇所に 1 基、10 地区で合計 190 基のスーパー防犯灯をモデル事業として整備し、平成 14 年 4 月より運用を開始している。

さらに、平成 14 年度予算において「安全・安心モデル街区」の整備事業を行っており、国土交通省と関係の上、全国 10 箇所の共同住宅を選定し、それぞれの共同住宅の敷地内道路、児童公園などに 5 基、10 箇所で合計 50 基のスーパー防犯灯を整備し、平成 15 年 4 月より運用を開始している。

また、警視庁、大阪府警察など 4 都府県が独自に予算措置を行い、スーパー防犯灯を設置している。これらを含め、全国で 27 地区 342 基のスーパー防犯灯が設置されている。

警察庁の発表によると、現時点における設置の効果としては、平成 14 年 4 月から 12 月末までの 8 ヶ月間の平成 13 年度事業で設置した全国 10 地区における事件・事故によるスーパー防犯灯の利用件数は、

○事件・事故に係るスーパー防犯灯の利用件数・・・15 件

内訳) ひったくり・・・4 件

不審者・つきまとい・・・3 件

被害・事故の訴え出・・・5 件

その他連絡・・・3 件

○いたずら・誤報の件数・・・968 件(うち、いたずら 778 件)

となっている。

この全国 10 地区の平成 14 年中の犯罪発生状況を平成 13 年中のそれと比較すると、全国 10 地区のうち 8 地区において刑法犯認知件数が減少している。また、残りの 2 地区においてもそれぞれ 2 件の増加にとどまっている。設置周辺区域における刑法犯認知件数は、全国 10 地区のうち 7 地区が減少している。

全国 10 地区における刑法犯認知件数の合計は、それぞれ設置区域が 14.7%減、設置周辺区域が 9.7%減、その他関係区域が 3.7%減となっており、スーパー防犯灯の設置場所に近いほど刑法犯認知件数の減少率が高くなっている。

運用上の問題点としては、子供や酔っ払いがカメラの死角から通報ボタンを押したり、通報ボタンを押した後に走り去るという形態のいたずらや、信号機との混同などスーパー防犯灯の目的・機能を知らずに通報ボタンを押してしまうなどの誤報の件数が多いという。

今後の課題として警察庁では、次の点を上げている。

○スーパー防犯灯の設置場所と正しい使い方について、都道府県警察のホームページを活用した取り組みを進めるほか、設置地区内の地域住民や学校に対する参加・体験・実践型の防犯教育(学習)の場を活用した広報・啓発運動を推進する。

○設置場所を明確にし、信号機などとの混同を避けるため、スーパー防犯灯の塗色や表示の改善を行う。

○設置個所で発生する事象の把握を確実にするため、スーパー防犯灯の通報ボタンが押されると同時に、隣接の防犯カメラのアングルが切り替わるなどの防犯カメラの機能の改善を行う。